

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年1月10日(2008.1.10)

【公開番号】特開2004-43356(P2004-43356A)

【公開日】平成16年2月12日(2004.2.12)

【年通号数】公開・登録公報2004-006

【出願番号】特願2002-202627(P2002-202627)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/04 (2006.01)

C 0 7 D 319/24 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/09

C 0 7 D 319/24

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月2日(2007.11.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水(特殊水)を煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを入れて煮沸したものと、L-システインとを混合したことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項2】 前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項1記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項3】 前記特殊水を煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものとの重量比を25%~50%と、前記特殊水1リットルに対し前記炭酸水素ナトリウムを10g~200g入れて煮沸したものの重量比を25%~50%と、L-システインの重量比を5%~25%とすることを特徴とする請求項1または2記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項4】 前記特殊水を煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと前記特殊水に前記炭酸水素ナトリウムを入れた水と前記L-システインとを混合して成るものとの重量100に対し、パバイヤかイチジクかパイナップルの重量20以上を混合したことを特徴とする請求項1乃至3記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項5】 前記特殊水を煮沸したもののpHを8.9 pH 9.5としたことを特徴とする請求項1乃至4記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項6】 前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10としたことを特徴とする請求項2記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項7】 最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水(特殊水)にトルマリンとアルミとを入れて煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを入れて沸騰させたものと、L-システインとを混合したことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 8】 前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項7記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 9】 前記特殊水にトルマリンとアルミニウムとを入れて沸騰してpHを8.5 pH 10.0にしたものの重量比を25%~50%とし、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを溶かして沸騰させたものの重量比を25%~50%とし、前記L-시스ティンの重量比を5%~25%としたことを特徴とする請求項7または8記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 10】 前記特殊水を煮沸したもののpHを8.9 pH 9.5としたことを特徴とする請求項7乃至9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 11】 前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを溶かして沸騰させたものにおいて、前記特殊水または水の重量100に対し、炭酸水素ナトリウムの重量を1乃至10とすることを特徴とする請求項7乃至9記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 12】 前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10とすることを特徴とする請求項8記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 13】 最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水(特殊水)にトルマリンとアルミニウムとを入れて煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、L-시스ティンとを混合したことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 14】 前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項13記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 15】 前記特殊水にトルマリンとアルミニウムとを入れて沸騰したものの重量100に対し、前記L-시스ティンの重量を20以上としたことを特徴とする請求項13または14記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 16】 前記特殊水を煮沸したもののpHを8.9 pH 9.5としたことを特徴とする請求項13又は14記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 17】 前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10とすることを特徴とする請求項14記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 18】 最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水(特殊水)と、クエン酸または梅酢と、炭酸水素ナトリウムとを混合したことを特徴とするウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 19】 前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたことを特徴とする請求項18記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 20】 前記特殊水の重量比を15%~35%とし、前記クエン酸または梅酢の重量比を15%~35%とし、前記炭酸水素ナトリウムの重量比を30%~70%としたことを特徴とする請求項18または19記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【請求項 21】 前記トルマリンと前記金属との重量比を10:1~1:10とすることを特徴とする請求項19記載のウエーブ・カール用パーマ液。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

本発明に係るウエーブ・カール用パーマ液の第一液は、最初にイオン交換樹脂に通過さ

せ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水（特殊水）を煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを入れて煮沸したものと、L-システインとを混合したものである。本発明のウエーブ・カール用パーマ液の第一液は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。更に、前記特殊水を煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものの重量比を25%～50%と、前記特殊水1リットルに対し前記炭酸水素ナトリウムを10g～200g入れて煮沸したものの重量比を25%～50%と、L-システインの重量比を5%～25%としたものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明に係るウエーブ・カール用パーマ液の他の第一液は、最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水（特殊水）にトルマリンとアルミニウムとを入れて煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを入れて沸騰させたものと、L-システインとを混合したものである。本発明のウエーブ・カール用パーマ液の他の第一液は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。更に、前記特殊水にトルマリンとアルミニウムとを入れて沸騰してpHを8.5 pH 10.0にしたものの重量比を25%～50%とし、前記特殊水に炭酸水素ナトリウムを溶かして沸騰させたものの重量比を25%～50%とし、前記L-システインの重量比を5%～25%としたものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係るウエーブ・カール用パーマ液の他の第一液は、最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水（特殊水）にトルマリンとアルミニウムとを入れて煮沸してpHを8.5 pH 10.0にしたものと、L-システインとを混合したものである。本発明のウエーブ・カール用パーマ液の他の第一液は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。更に、前記特殊水にトルマリンとアルミニウムとを入れて沸騰したものの重量100に対し、前記L-システインの重量を20以上としたものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明に係るウエーブ・カール用パーマ液の第二液は、最初にイオン交換樹脂に通過させ、その後トルマリンと、黒曜石、真珠岩及び松脂岩のうちの少なくとも1つから成る岩石とのどちらか一方を先に他方を後に通過させた水（特殊水）と、クエン酸または梅酢と

、炭酸水素ナトリウムとを混合したものである。本発明のウェーブ・カール用パーマ液の第二液は、前記トルマリンに、アルミニウム、ステンレス及び銀のうちの少なくとも1つから成る金属を混在させたものである。更に、前記特殊水の重量比を15%～35%とし、前記クエン酸または梅酢の重量比を15%～35%とし、前記炭酸水素ナトリウムの重量比を30%～70%としたものである。